⑷　監視プログラム適用期間中の豚等の導入について

監視プログラムを適用した農場は、防疫措置の完了後、繁殖豚等の免疫が十分に付与されていると考えられる豚等を導入することができる。導入した豚等については、監視プログラムに基づき、報告徴求の対象とすること。

⑸　監視プログラムの解除

都道府県は、監視プログラムを適用した農場における清浄性を確認するため、⑴の移動制限期間が終了する２日前以降に、監視プログラムを解除するための検査として、２の⑵の拡散状況確認検査と同様の検査を実施する。

当該検査において、全ての豚等について陰性が確認された場合であって、⑴の②の期間が経過した場合には、動物衛生課と協議の上、監視プログラムを解除する。

９　豚等の評価

⑴　豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

⑵　評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

⑶　豚等の所有者等は、と殺又は殺処分に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺又は殺処分の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

⑷　農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第８　通行の制限又は遮断（法第15条）

１・２　（略）

３　家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第５条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１　制限区域の設定

都道府県は、ワクチン非接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合及び当該区域の農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合、以下の制限区域の設定を行う。

⑴　移動制限区域

①　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。⑵及び５の⑹において同じ。）の移動を禁止する区域（以下この節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　（略）

⑵～⑷　（略）

---

第８　通行の制限又は遮断（法第15条）

１・２　（略）

３　家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第５条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１　制限区域の設定

（新設）

⑴　移動制限区域

①　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。⑵及び５の⑹において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第１節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　（略）

⑵～⑷　（略）